

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年7月12日（平成29年（行情）諮問第291号）

答申日：平成29年11月2日（平成29年度（行情）答申第285号）

事件名：特定日の特定職員の旅行命令及び復命書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年8月25日（木）から同年8月30日（水）まで内閣総理大臣の第6回アフリカ開発会議出席及びケニア訪問に伴う内閣官房の内閣総理大臣夫人付の特定個人の旅行命令及び復命書並びに旅費額に関わる行政文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで不開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく不開示請求に対し、平成29年4月20日付け閣総官第176号により内閣官房内閣総務官（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

通知書では、「法8条の規定に基づき、存否を明らかにしないこととしました」とある。その理由として、「個人の権利利益を害するおそれがあり、～」とあるが、旅行を行うと旅費額がかかることになるが、どうして「個人の権利利益を害するおそれがある」のか、具体性な理由が乏しく、不開示とした理由は不当である。

審査請求人は防衛省から旅行の開示決定を受けており、旅費額だけでも開示すべきである。

よって、不開示決定処分は不当であり、不開示請求に係る不開示部分の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

平成29年5月6日付け（同月8日受付）の処分庁による法に基づく不開示決定処分（原処分）に対する審査請求については、以下の理由により、原処分維持が適当であると考えます。

1 本件審査請求に至るまでの経緯について

平成29年3月21日付け（同日受付）で、審査請求人から「平成28年8月25日（木）から同年8月30日（水）まで内閣総理大臣の第6回アフリカ開発会議出席及びケニア訪問に伴う内閣官房の内閣総理大臣夫人付の特定個人の旅行命令及び復命書並びに旅費額に関わる行政文書」との行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。

これを受け、処分庁では、当該請求に係る文書について原処分を行ったところ、平成29年5月6日付け（同月8日受付）で、審査請求人から、当該処分において不開示とした部分の開示を求める審査請求が提起されたものである。（以下「本件審査請求」という。）

2 不開示決定処分とその理由について

本件対象文書の存否を明らかにした場合、個人の権利利益を害するおそれがあり、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれ等があること、ひいては内閣総理大臣の夫人（以下「総理夫人」ともいう。）による内閣総理大臣の公務の遂行を補助することを支援する職員（以下「夫人付職員」という。）の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書の存否を答えること自体が、法5条1号、4号及び6号の不開示情報を開示することとなるため、処分庁において、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないこととしたところである。

3 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

審査請求人は、原処分について「その理由として、「個人の権利利益を害するおそれがあり、～」とあるが、旅行を行うと旅費額がかかることとなるが、どうして「個人の権利利益を害するおそれがある」のか、具体性な理由が乏しく、不開示とした理由は不当である。審査請求人は防衛省から旅行の開示決定を受けており、旅費額だけでも開示するべきである。」と主張している。

しかしながら、処分庁は夫人付職員の氏名を公にしていなかったため、本件開示請求については、その存否を回答するだけで、処分庁における当該職員の存否が明らかとなってしまう探索的請求に当たるといえる。

この点、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）において、特段の支障が生じるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）に、不開示とすることが認められているところである。

ここで、夫人付職員の氏名を開示した場合には、当該職員の私生活の平穏が脅かされ、個人の権利利益を害するおそれがあり、当該職員等に対する身体、財産等への不法な侵害を招くおそれ等がある（法5条1号及び4

号関係)。さらに、総理夫人による総理の公務の遂行を補助する活動を支援するため、総理夫人との連絡調整等を行う夫人付職員の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある（法5条6号関係）。

現に、平成29年3月23日の国会における〇〇氏の証人喚問で氏名が明らかにされた元夫人付職員については、その直後より、当該職員の執務室周辺での記者等の待ち伏せや実家に対する取材が行われた。また、元夫人付職員の現在の所属省庁では、当該職員等宛ての電話取材や当該職員の職務とは関係の無い問合せが頻繁になされたことで、所属課等の事務の遂行にも支障が生じた。

以上を踏まえれば、仮に、夫人付職員の氏名を公にした場合、上記類似の状況が生じる蓋然性は十分あるものと想定される。このため、夫人付職員の氏名については、当該職員の個人の権利利益を害するおそれ等があり、「特段の支障が生ずるおそれがある場合」に該当するものと判断し、不開示とした。

その上で、本件開示請求は、特定の者を名指しした旅行命令等に係る情報公開請求であることから、その存否を答えるだけで、法5条1号、4号及び6号の不開示情報が開示されることとなるため、法8条に基づき存否応答拒否としたものであり、原処分は妥当である。

4 結語

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、処分庁における原処分は適法に行われていることから、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年7月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月4日 | 審議 |
| ④ | 同月25日 | 審議 |
| ⑤ | 同年10月17日 | 審議 |
| ⑥ | 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成28年8月25日（木）から同年8月30日（水）まで内閣総理大臣の第6回アフリカ開発会議出席及びケニア訪問に伴う内閣官房の内閣総理大臣夫人付の特定個人の旅行命令及び復命書並びに旅費額に関わる行政文書」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の存否を答えること自体

が、法5条1号、4号及び6号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないこととするとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は維持されるべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 諮問庁は、処分庁は夫人付職員の氏名を公表していないところ、本件開示請求が特定の者を名指しした旅行命令等に係る情報公開請求であることから、その存否を答えるだけで、当該特定の者が夫人付職員であるかどうかは明らかになる旨説明する。

この点、処分庁が夫人付職員の氏名を公表していない旨の上記の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないところ、本件開示請求書には、開示を求める文書として、「内閣総理大臣夫人付の」との記載に続いて特定個人の氏名を明示した上で、当該特定個人の特定の「旅行命令及び復命書並びに旅費額に関わる行政文書」と記載されていることに照らせば、本件対象文書の存否を答えることにより、当該特定個人が夫人付職員であるという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

(2) そこで、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

ア 諮問庁は、夫人付職員については、内閣総理大臣夫人による内閣総理大臣の公務の遂行を補助する活動を支援するため、総理夫人との連絡調整等を行う職員であり、当該職員の氏名を開示した場合、当該職員の私生活の平穏が脅かされ、個人の権利利益を害するおそれ等があり（法5条1号及び4号関係）、さらに、総理夫人による総理の公務の遂行を補助する活動を支援するため、総理夫人との連絡調整等を行う夫人付職員の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり（同条6号関係）、現に、平成29年3月23日の国会における特定の証人喚問で氏名が明らかにされた元夫人付職員については、当該職員の現在の所属省庁で、当該職員の職務とは関係のない問合せが頻繁になされるなどしたことで、所属課等の事務の遂行にも支障が生じたことなどから、申合せの「特段の支障が生ずるおそれがある場合」に該当する旨説明する。

イ 本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号本文前段に該当する。

そして、行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名につ

いては、法5条1号ただし書イに基づき、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされる（申合せ）が、この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記アの元夫人付職員について、上記第3の3で指摘した以外にも、一般の方からの問合せが相次ぎ、同職員の個人情報等、当時の職務とは関係のない問合せが頻繁になされるなど、所属課等の事務の遂行に支障が生じた外、同職員に対しても様々なひぼう中傷に当たるような行為が行われ、個人の権利利益が害されるおそれや同職員に対して不当な圧力や攻撃等が加えられるおそれが生じたとのことである。

上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないところ、このような夫人付職員を取り巻く状況については、当時と特段変わっていないと推認されることから、こうした状況を前提に考えると、現時点においても、夫人付職員の氏名を公にした場合、類似の状況が生じるおそれがあることは否定できず、申合せの「特段の支障が生ずるおそれがある場合」に該当するといえる。

そうすると、本件存否情報は、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、同条4号及び6号について判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号、4号及び6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条1号に該当すると認められるので、同条4号及び6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史